

第12章 弁理士法の改正

I. 農林水産知財業務の追加

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

弁理士法第4条から第6条の2までは、知的財産に関する業務を行う国家資格者である弁理士が、その資格を根拠として行う業務を規定している。

弁理士がこれらの業務を行う際には、信用失墜行為の禁止（弁理士法第29条）や守秘義務（弁理士法第30条）等の弁理士法上の義務が課されることとなり、これに違反した弁理士は懲戒処分の対象となる（弁理士法第32条）。また、特許業務法人（本改正後は弁理士法人）が法人として取り扱うことのできる業務は、弁理士法第4条から第6条の2までに規定する業務のみである。

(2) 改正の必要性

近年、政府方針として、農林水産品の輸出拡大が掲げられている一方で、日本産の農林水産品に関する知的財産権が、海外で適切に保護されていない事案が多発している。

農林水産品の更なる輸出拡大のためには、一般品種にない優良な特性（良食味、栽培適正等）を有する「植物の新品種」や、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性を持ち、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている製品の名称を示す「地理的表示」といった、農林水産品関連の知的財産（以下「農水知財」という。）を適切に保護することが重要である。

また、「植物の新品種」や「地理的表示」に加え、収穫や加工に係る技術を保護する特許権や、加工品のマークを保護する商標権と組み合わせることで農水知財を保護することが重要である。

農林水産関係者がこれらの知的財産権の保護に取り組む際、知的財産に係る専門的知識を有する弁理士が相談に応ずる者として相応しいが、従来の制度上、弁理士は農水知財に関する業務について、弁理士の資格を根拠に実施することができない。そのため、農林水産業関係者から弁理士に相談を持ちかけても拒否される等の事例が生じている。

加えて、農水知財に関する業務を弁理士法において規定することにより、当該業務を扱う際の弁理士の義務が法律上明確化されるため、既に弁理士法上に規定されている他の業務と同様に、信用失墜行為の禁止や守秘義務等の義務が弁理士に課されているという前提の下で、農林水産業関係者は弁理士に当該業務を依頼することができるようになる。

2. 改正の概要

「植物の新品種」及び「地理的表示」に関する業務を弁理士法第4条第3項に追加し、誰もが自由に行うことができる業務のうち、弁理士の名をもって行うことができる業務（いわゆる「^{ひょうぼう}標榜業務」）として明確に規定することとした。

3. 改正条文の解説

(1) 農水知財（植物の新品種・地理的表示）業務の追加

◆弁理士法第4条第3項

（業務）

第四条（略）

2 (略)

3 弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、次に掲げる事務を行うことを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 (略)

二 外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する特許、実用新案、意匠、商標、植物の新品種又は地理的表示（ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が特定の場所、地域又は国を原産地とするものであることを特定する表示をいう。次号において同じ。）に関する権利に関する手続（日本国内に住所又は居所（法人にあっては、営業所）を有する者が行うものに限る。）に関する資料の作成その他の事務を行うこと。

三 発明、考案、意匠若しくは商標（これらに関する権利に関する手続であって既に特許庁に係属しているものに係るものを除く。）、回路配置（既に経済産業大臣に対して提出された回路配置利用権の設定登録の申請に係るものを除く。）、植物の新品種、事業活動に有用な技術上の情報（技術上の秘密及び技術上のデータを除く。）又は地理的表示の保護に関する相談に応ずること。

四 (略)

弁理士法第4条第3項第2号において、「外国の行政官庁又はこれに準ずる機関に対する手続に関する資料の作成その他の事務」の対象として、新たに「植物の新品種」及び「地理的表示」を追加することとした。

また、弁理士法第4条第3項第3号において、「保護に関する相談に応ずる」業務の対象として、「植物の新品種」及び「地理的表示」を追加することとした。

なお、「地理的表示」の定義については、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「GI法」という。）第2条及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）第22条の2種類の用例がある。GI法第2条における「地理的表示」の定義では酒類等に係る表示が除かれているが、今回弁理士法に追加する業務は、酒類等に係る表示に関する業務を含むため、GI法第2条でなくTRIPS協定第22条に倣って規定することとした。

(2) 弁理士の欠格事由の追加

◆弁理士法第8条

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

一・二 (略)

三 前二号に該当する者を除くほか、関税法第百八条の四第二項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第三項(同法第百八条の四第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項(同法第六十九条の二第一項第三号及び第四号に係る部分に限る。)、第百九条第二項(同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第三項(同法第百九条第二項に係る部分に限る。)若しくは第五項(同法第六十九条の十一第一項第九号及び第十号に係る部分に限る。)若しくは第百十二条第一項(同法第百八条の四第二項及び第百九条第二項に係る部分に限る。)の罪、著作権法第百十九条から第百二十二条までの罪、半導体集積回路の回路配置に関する法律第五十一条第一項若しくは第

五十二条の罪、不正競争防止法第二十一条第一項、第二項第一号から第五号まで若しくは第七号（同法第十八条第一項に係る部分を除く。）、第三項若しくは第四項の罪、種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十七条から第六十九条まで若しくは第七十一条の罪又は特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三十九条若しくは第四十条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四～十（略）

弁理士法第8条第3号は、弁理士の職責に直接関係する法律上の罰金刑に処された者は、弁理士となる資格を有しない旨を規定している。そのため、本改正によって、弁理士法第4条第3項第2号及び第3号において、「植物の新品種」及び「地理的表示」に関する業務が追加されるのに伴い、それらを国内法で保護している種苗法、GI法の罰金刑のうち、弁理士の職責に直接関係するものを、弁理士法第8条第3号の弁理士の欠格事由として追加することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和4年4月1日）から施行することとした（改正法附則第1条柱書）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第7条第1項

(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第八条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の弁理士法（以下この条において「改正後弁理士法」という。）第八条第三号の規定（種苗法（平成十年法律第八十三号）及び特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）に係る部分に限る。）は、施行日以後にした行為により同号に規定する刑に処せられた者について適用する。

2～13 （略）

施行日以後にした行為によって、種苗法又はGI法に規定される罰金刑に処された者については、本改正後弁理士法第8条第3号に基づき弁理士となる資格を有しないこととした。

II. 法人名称の変更

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

弁理士は、「特許業務法人」の設立をすることができ（弁理士法第37条）、特許業務法人は、その名称中に特許業務法人という文字を使用しなければならない（同法第38条）。なお、「特許業務法人」という名称とした趣旨は、平成12年の法人制度導入時（平成12年4月26日法律第49号）に、弁理士の業務は特許に関するものが典型的であり、より端的に法人の性格を示す観点から用いることとしたことによるものである。

(2) 改正の必要性

近年、弁理士の出願代理業務のうち、特許出願の割合は低下し続ける一方、商標登録出願の割合が高まってきている。

加えて、弁理士が実際に行っている業務の範囲も、特許や意匠、商標の出願代理業務に限らず、各知的財産に関するコンサルティング業務や、営業秘密やデータに係る不正競争防止法関連業務等にまで、制度導入時と比べて大きく拡大しており、特許以外の業務を中心に行う弁理士も現れている。

一方、「特許業務法人」という法人名称であるが故に、特許業務法人が扱う業務は、特許のみに関連した業務であると過小に解釈する利用者が存在するなど、特許業務法人は特許に限らず知的財産関係の広範な業務を扱えるということが広く認知されていない。

その結果、従来の「特許業務法人」という名称から利用者が想起する弁理士の業務の範囲と、弁理士が実務として取扱可能であり利用者からの需要がある業務の範囲との乖離が生じており、知的財産全般に関する専門家として弁理士が活用される機会が損なわれている。

2. 改正の概要

弁理士が所属する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に改めることとした。

3. 改正条文の解説（法人名称の変更）

- ◆弁理士法目次、第2条第7項、第31条第1項、第6章（第37条～第55条）、第56条第2項、第60条第1項、第75条～第77条、第85条第1項

目次

第一章～第五章（略）

第六章 弁理士法人

第七章～第九章（略）

（定義）

第二条（略）

2～6（略）

7 この法律で「弁理士法人」とは、第四条第一項の業務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁理士が設立した法人をいう。

（業務を行えない事件）

第三十一条 弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一～五（略）

六 社員又は使用人である弁理士として弁理士法人の業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けて賛助し、

又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

七 社員又は使用人である弁理士として弁理士法人の業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けた事件で、

その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

第六章 弁理士法人

(設立等)

第三十七条 弁理士は、この章の定めるところにより、弁理士法人を設立することができる。

2 第一条及び第三条の規定は、弁理士法人について準用する。

(名称)

第三十八条 弁理士法人は、その名称中に弁理士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第三十九条 弁理士法人の社員は、弁理士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 (略)

二 第五十四条の規定により弁理士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であった者でその処分の日から三年（業務の停止を命ぜられた場合にあつては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの

(業務の範囲)

第四十条 弁理士法人は、第四条第一項の業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条第二項及び第三項の業務の全部又は一部を行うことができる。

第四十一条 前条に規定するもののほか、弁理士法人は、第五条から第六条の二までの規定により弁理士が処理することができる事務を当該弁理士法人の社員又は使用人である弁理士（第六条の二に規定する事務に関しては、特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた弁理士に限る。以下「社員等」という。）に行わせる事務の委託を受けることができる。この場合において、当該弁理士法人は、委託者に、当該弁理士法人の社員等のうちからその補佐人又は訴訟代理人を選任させなければならない。

（登記）

第四十二条 弁理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 （略）

（設立の手續）

第四十三条 弁理士法人を設立するには、その社員になろうとする弁理士が、定款を定めなければならない。

2 （略）

3 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項の規定は、弁理士法人の定款について準用する。

（成立の時期）

第四十四条 弁理士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（成立の届出）

第四十五条 弁理士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款を添えて、その旨を経済産業大臣に

届け出なければならない。

(業務を執行する権限)

第四十六条 弁理士法人の社員は、全て業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(定款の変更)

第四十七条 弁理士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によって、定款の変更をすることができる。

2 弁理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

(法人の代表)

第四十七条の二 弁理士法人の社員は、各自弁理士法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によって、社員のうち特に弁理士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 弁理士法人を代表する社員は、弁理士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

4 (略)

5 弁理士法人を代表する社員は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(指定社員)

第四十七条の三 弁理士法人は、特定の事件について、一人又は数人の業務を担当する社員を指定することができる。

2 (略)

3 指定事件については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが弁理士法人を代表する。

- 4 弁理士法人は、第一項の規定による指定をしたときは、指定事件の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 5 依頼者は、その依頼に係る事件について、弁理士法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、弁理士法人が、その期間内に前項の規定による通知をしないときは、弁理士法人はその後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。
- 6 指定事件について、当該事件に係る業務の終了前に指定社員が欠けたときは、弁理士法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかったときは、全社員を指定したものとみなす。
- 7 (新設 p.164参照)

(社員の責任)

第四十七条の四 弁理士法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

- 2 弁理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、前項と同様とする。
- 3 前項の規定は、社員が弁理士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。
- 4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第六項において同じ。）において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった弁理士法人の債務をその弁理士法人の財産をもって完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債

務であることを証明した場合は、この限りでない。

- 5 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定事件に関し依頼者に生じた債権に基づく弁理士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときは、指定社員が、弁理士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。
- 6 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず指定事件に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。弁理士法人を脱退した後も同様とする。
- 7 会社法第六百十二条の規定は、弁理士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、指定事件に関し依頼者に対して負担することとなった弁理士法人の債務については、この限りでない。

(社員であると誤認させる行為をした者の責任)

第四十七条の五 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて弁理士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

(特定の事件についての業務の制限)

第四十八条 弁理士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一～三 (略)

四 第三項各号に掲げる事件として弁理士法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件

2 弁理士法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行ってはならない。

3 弁理士法人の社員等は、当該弁理士法人が行う業務であって、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。

一 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三・四 (略)

五 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に他の弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの

六 社員等が当該弁理士法人の社員等となる前に他の弁理士法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その弁理士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるものであって、自らこれに関与したものの

(業務の執行方法)

第四十九条 弁理士法人は、弁理士でない者にその業務を行わせてはならない。

(弁理士の義務に関する規定の準用)

第五十条 第二十九条及び第三十一条の三の規定は、弁理士法人について準用する。

(法定脱退)

第五十一条 弁理士法人の社員は、次に掲げる理由によって脱退する。

一～四 (略)

(解散)

第五十二条 弁理士法人は、次に掲げる理由によって解散する。

一・二 (略)

三 他の弁理士法人との合併

四～六 (略)

七 (新設 p.164参照)

2 (削る)

2 弁理士法人は、前項第三号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(弁理士法人の継続)

第五十二条の二 (新設 p.164参照)

(裁判所による監督)

第五十二条の三 弁理士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 (略)

3 弁理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、経済産業大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 (略)

(清算終了の届出)

第五十二条の四 (略)

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第五十二条の五 弁理士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第五十二条の六 裁判所は、弁理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 (略)

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、弁理士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該弁理士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

(合併)

第五十三条 弁理士法人は、総社員の同意があるときは、他の弁理士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記することによって、その効力を生ずる。

3 弁理士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する弁理士法人にあっては、登記事項証明書及び定款)を添えて、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人は、当該合併により消滅する弁理士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第五十三条の二 合併をする弁理士法人の債権者は、当該弁理士法人に対し、合併について異議を述べるができる。

2 合併をする弁理士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 (略)

二 合併により消滅する弁理士法人及び合併後存続する弁理士法人又は合併により設立する弁理士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 (略)

3 前項の規定にかかわらず、合併をする弁理士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 (略)

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする弁理士法人は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、

第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、弁理士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九条第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(合併の無効の訴え)

第五十三条の三 会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第七号及び第八号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十三条（第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。）並びに第八百四十六条の規定は弁理士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第六項、第八百七十条第二項（第六号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定はこの条において準用する同法第八百四十三条第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(違法行為等についての処分)

第五十四条 経済産業大臣は、弁理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その弁理士法人に対し、戒告し、若しくは二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 (略)

- 3 第一項の規定は、同項の規定により弁理士法人を処分する場合において、当該弁理士法人の社員等につき第三十二条に該当する事実があるときは、その社員等である弁理士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第五十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁理士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条から第五百九十六条まで、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は弁理士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は弁理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百七十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百七十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（弁理士法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第

六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「経済産業省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁理士法第五十二条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「弁理士法第五十三条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁理士法第四十七条の四」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第十号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号ロに係る部分に限る。）の規定は弁理士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）

る。)、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあった場合における弁理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

- 4 会社法第八百二十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定は、弁理士法人の設立の無効の訴えについて準用する。
- 5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、弁理士法人の解散の訴えについて準用する。
- 6 破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条の規定の適用については、弁理士法人は、合名会社とみなす。

（設立、目的及び法人格）

第五十六条（略）

2 弁理士会は、弁理士及び弁理士法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び弁理士法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

3（略）

(入会及び退会)

第六十条 弁理士及び弁理士法人は、当然、弁理士会の会員となり、弁理士がその登録を抹消されたとき及び弁理士法人が解散したときは、当然、弁理士会を退会する。

(弁理士又は弁理士法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は弁理士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する行政不服審査法の規定による審査請求若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

(名称の使用制限)

第七十六条 弁理士又は弁理士法人でない者は、弁理士若しくは特許事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

2 弁理士法人でない者は、弁理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

3 (略)

(弁理士の使用人等の秘密を守る義務)

第七十七条 弁理士若しくは弁理士法人の使用人その他の従業者又は

これらの者であった者は、正当な理由がなく、第四条から第六条の二までの業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、弁理士法人の社員若しくは清算人又は日本弁理士会の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一～七 (略)

弁理士法目次、第2条、第31条、第6章(第37条～第55条)、第56条、第60条、第75条～第77条、第85条の「特許業務法人」を「弁理士法人」に改めた。

4. 他法の関連改正

弁理士の設立する法人の名称を「特許業務法人」から「弁理士法人」に改めることに伴い、「特許業務法人」の文言が使用されている下記法律においても、「特許業務法人」を「弁理士法人」に改めることとした(改正法附則第11条)。

- ・ 戸籍法第10条の3第3項及び第4項第6号
- ・ 地方税法第11条の2
- ・ 国税徴収法第33条
- ・ 住民基本台帳法第12条の3第3項
- ・ 通関業法第3条第5項

5. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和4年4月1日）から施行することとした（改正法附則第1条柱書）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第7条第3項～第13項

（弁理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七条（略）

2（略）

3 改正前弁理士法の規定による特許業務法人であって改正後弁理士法の施行の際現に存するもの（以下この条において「旧特許業務法人」という。）は、施行日以後は、この項から第十三項までの定めるところにより、改正後弁理士法の規定による弁理士法人として存続するものとする。

4 この法律の施行前に生じた事実に基づく前項の規定により存続する弁理士法人に対する懲戒の処分については、なお従前の例による。

5 第三項の規定により存続する弁理士法人であって第十項に規定する名称の変更をしていないものは、改正後弁理士法第三十八条の規定にかかわらず、その名称中に特許業務法人という文字を用いなければならない。

6 前項の規定によりその名称中に特許業務法人という文字を用いる第三項の規定により存続する弁理士法人（以下この条において「特例特許業務法人」という。）は、その名称中に弁理士法人という文字を用いてはならない。

7 特例特許業務法人以外の者は、その名称又は商号中に、特例特許

業務法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

- 8 次のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。
 - 一 第六項の規定に違反して、弁理士法人という文字をその名称中に用いた者
 - 二 前項の規定に違反して、特例特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 9 改正前弁理士法の規定による旧特許業務法人の登記は、改正後弁理士法の相当規定による第三項の規定により存続する弁理士法人の登記とみなす。
- 10 特例特許業務法人は、第六項の規定にかかわらず、施行日から起算して一年を経過する日までの間、改正後弁理士法第四十二条及び第四十七条の定めるところにより、その名称中に弁理士法人という文字を用いる名称の変更をすることができる。
- 11 特例特許業務法人が施行日から起算して一年を経過する日までに前項の名称の変更をしないときは、当該特例特許業務法人は、その日が経過した時に解散したものとみなす。
- 12 前項の規定により解散した場合には、次に掲げる者が清算人となる。
 - 一 社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
 - 二 定款に定める者
 - 三 社員の過半数によって選任された者
- 13 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七十二条の規定は、第十一項の規定による解散の登記について準用する。

本改正により、弁理士の設立する法人は、その名称中に「弁理士法人」という文字を使用しなければならないこととなる（弁理士法第38条）が、改正法の施行日前に設立された弁理士の法人である「特許業務法人」の全

てについて一律に当該名称使用の義務を課すことは、当該法人の名称変更に係る手続負担の観点から適当でない。

具体的には、特許業務法人がその名称を変更するためには、総社員の同意による定款の変更及び登記の申請手続、経済産業大臣への届出といった法令に定められた手続に加え、個々の事務所における書類の変更・修正や看板の掛け替え等、実務上必要な多くの事務処理が発生する。

この点、現存する全ての特許業務法人がこれらの手続及び事務処理を特定の一時点において行わなければならないこととなる場合、事務処理が集中することとなって各特許業務法人及び関係者（出願人、権利者等）に甚大な負担が生じることが予想される。

よって、改正法の施行日前に設立された「特許業務法人」に対し、名称変更に係る手続を行うための一定の期間を設け、当該期間中においては「特許業務法人」の名称使用を認めることとし、当該期間内に適切に法人名称の変更に係る手続を行うこととした。

また、法人名称変更に伴い、懲戒処分（弁理士法第54条）の対象となる行為の主体が「特許業務法人」から「弁理士法人」に変更されるところ、特段の経過措置を設けない場合、改正法施行日前に「特許業務法人」として行った当該行為は、施行日以後において、懲戒処分の対象外となる。

しかしながら、当該行為自体は、法人名称にかかわらず、施行後においても制裁を受けるべきものであるため、改正法施行日前に行われた当該行為を、施行日以後においても懲戒処分の対象とすることとした。

具体的には、改正法附則第7条第3項において、既存の特許業務法人は、改正後の弁理士法における弁理士法人として存続することを規定した。

また、これに伴い、以下の措置を規定した。

- ・改正法附則第7条第3項の規定により存続する既存の特許業務法人に対する懲戒処分について、改正法施行日前に生じた事実に基づくものは、なお従前の例によることとした（改正法附則第7条第4項）。
- ・改正法附則第7条第3項の規定により存続する既存の特許業務法人につ

いては、引き続き「特許業務法人」の名称を用いることとし、新名称（「弁理士法人」）の使用義務（新弁理士法第38条）は、名称を変更するまで課さないこととした（改正法附則第7条第5項及び第6項）。

- ・既存の特許業務法人が法人変更のために必要な手続を踏まずに弁理士法人の名称を使用した場合、又は既存の特許業務法人以外の者が特許業務法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた場合には、20万円以下の過料に処することとした。（改正法附則第7条第7項及び第8項）。
- ・改正前の弁理士法の規定による旧特許業務法人の登記は、改正後の弁理士法の相当規定によるものとして扱うこととした（改正法附則第7条第9項）。
- ・既存の特許業務法人は、移行期間内に「弁理士法人」という文字を用いる名称の変更をすることができる旨、移行期間内にこの変更を行わない場合には当該法人は移行期間満了の時に解散したものとみなす旨、並びに解散に伴う清算及び登記に関し必要な事項を規定した（改正法附則第7条第10項～第13項）。

Ⅲ. 一人法人制度の導入

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許業務法人の設立・存続には、弁理士である社員が二人以上いることが必要とされている（弁理士法第2条第7項、第43条第1項及び第52条第2項）。これは、一つの法人に複数の弁理士が所属し、一人が急遽職務を行えなくなった場合でも他の弁理士がその業務を引き継げるようにすることで利用者への継続的な対応を図るという趣旨である。

(2) 改正の必要性

現行規定上、弁理士一人の事務所は法人化できずに一人事務所となるが、当該事務所に属する弁理士の高齢化も近年進行している（一人事務所に属する弁理士の平均年齢は令和2年1月時点で59.9歳）。

このような中、法人化されていない事務所において、社員である弁理士が急遽亡くなった場合、当該弁理士の個人資産と事業資産の分離がなされていないことや、当該弁理士個人の契約の引継処理が必要となることから、事業承継が円滑に進まず、利用者の利便を損なう事例が生じており、今後このような事例がさらに増加していくことが見込まれる。

また、現在では、他の士業においても一人法人制度が導入されているなど、法人の設立・存続に二人以上の社員が必要な状況ではなくなっている。これを踏まえれば、弁理士一人でも法人の設立を認めることが必要である。

2. 改正の概要

弁理士一人でも法人の設立を可能とした。

3. 改正条文の解説

(1) 一人法人制度の導入

◆弁理士法第2条第7項、第43条第1項及び第52条

(定義)

第二条 (略)

2～6 (略)

7 この法律で「弁理士法人」とは、第四条第一項の業務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁理士が設立した法人をいう。

(設立の手続)

第四十三条 弁理士法人を設立するには、その社員になろうとする弁理士が、定款を定めなければならない。

2・3 (略)

(解散)

第五十二条 (略)

2 (削る)

2 (略)

弁理士法第2条第7項及び第43条第1項から「共同して」の記載を、第2条第7項から「組織的に」の記載を、それぞれ削除し、第52条において、社員が1人になった場合の解散事由の規定を削除することとした。

(2) 一人法人制度の導入に伴う指定社員に係る規定の整備

◆弁理士法第47条の3第7項

(指定社員)

第四十七条の三 (略)

2～6 (略)

7 社員が一人の弁理士法人が、事件の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

弁理士法第47条の3に第7項を新設し、社員の入社や合併による弁理士業務の基盤の拡大強化を妨げないように配慮する観点から、一人法人において事件受任後に社員が増加した場合は、当該事件については元々の社員のみが無限責任を負うこととした。

(3) 一人法人制度の導入に伴う解散に係る規定の整備

◆弁理士法第52条第1項及び第52条の2(新設)

(解散)

第五十二条 弁理士法人は、次に掲げる理由によって解散する。

一～六 (略)

七 社員の欠乏

2 (削る)

2 (略)

(弁理士法人の継続)

第五十二条の二 弁理士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人(第五十五条第二項において準用する会社法第六百七十五条において準

用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合には、その者)の同意を得て、新たに社員を加入させて弁理士法人を継続することができる。

法人の解散事由を規定する弁理士法第52条第1項に「社員の欠亡」を新たに追加することとした。

また、弁理士法第52条の2を新設し、唯一の社員が死亡した場合においても、法人を解散させずに、依頼者保護等を図る観点から、社員が欠けた場合であっても、相続人等の同意の下、新たに社員を加入させて法人を継続することを可能とすることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(令和4年4月1日)から施行することとした(改正法附則第1条柱書)。

(2) 経過措置

◆改正法附則第7条第2項

(弁理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 (略)

2 施行日前に第八条の規定による改正前の弁理士法(以下この条において「改正前弁理士法」という。)第五十二条第二項の規定により解散した特許業務法人は、施行日以後その清算が終了するまで(解散した後三年以内に限る。)の間に、その社員が当該特許業務法人を継続する旨を日本弁理士会に届け出ることにより、当該特許業務法人を継続することができる。

現行法においては、特許業務法人において社員弁理士が一人となった後、引き続き6月間社員が二人以上にならなかった場合は、当該特許業務法人はその6月が経過した時に解散するものとされている（弁理士法第52条第2項）。

本改正により、特許業務法人の設立に必要な社員数を二人から一人に変更することに伴い、既存の特許業務法人の社員数が一人に減少した場合でも、当該法人は解散せずに存続することとなる。

一方、改正法施行前に社員が一人に減少して6月が経過し、上記の規定により解散したものの、改正法施行後において清算中となっている特許業務法人は、一人法人自体は認められている状況にもかかわらず、解散後であるために清算を完了させ消滅することとなる。そのため、当該清算中の法人内の社員が一人で法人を継続させる意思があっても、一旦当該法人を消滅させた後、改めて一人法人を設立する必要がある、不合理である。

よって、当該清算中の特許業務法人について、社員に法人を継続させる意思がある場合には、所定の手続を経た上で継続することができることとした。

具体的には、改正法附則第7条第2項において、改正前の弁理士法第52条第2項の規定により解散した特許業務法人について、施行日以後その清算が終了するまで（解散した後3年以内に限る。）の間に、その社員が当該特許業務法人を継続する旨を日本弁理士会に届け出た場合には、当該特許業務法人を継続することができる旨を規定することとした。